

警報発令の際の措置について

気象庁より警報あるいは特別警報が発令された場合の判断は、次の通りとする。

A 原則

1 午前6時の時点

①のいずれかの警報（特別警報を含む）が、②のいずれかの地域に発令されていた場合、1～4限は自宅学習とする。

①：大雨、大雪、暴風、暴風雪

②：清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市、小平市、練馬区

2 午前6時以降

(1) 午前11時までの間に上記の警報がすべて解除された場合、5限以降の授業を行う。登校時刻等は次の通りとする。

13:00 登校 13:05 SHR 13:20 5限授業開始

(2) 午前11時の時点でも上記の警報が解除されない場合、1日自宅学習とする。

3 登校について補足

(1) 居住する地域の状況や交通機関の運行状況を確認し、安全に留意して登校すること。登校が困難な場合は、出席扱いにするなど学校は生徒の不利益にならないよう扱う。

(2) 西武鉄道が池袋線・新宿線に関してホームページ等で遅延を公表している場合、遅刻に関しての電話連絡や遅延証明の提示は不要。（緊急警報発令の有無に関わらず。）

B 例外

学校行事など、上記の原則に拠らない対応を取ることもある。この場合は、別途の連絡に従って行動すること。